

令和6年度

横浜市における騒音・振動の
測定結果報告書

—道路・新幹線—

横浜市みどり環境局

はじめに

この報告書は、令和6年度に行った道路交通及び新幹線鉄道に関する騒音・振動の測定結果をとりまとめたものです。道路交通騒音は18地点、面的評価の14路線、新幹線鉄道は騒音・振動とも2測線6地点で測定を実施しました。

目 次

第1章 道路交通騒音測定結果.....	1
1 目的.....	1
2 測定地点.....	1
3 測定方法.....	1
4 測定結果.....	4
第2章 新幹線鉄道騒音・振動測定結果.....	6
1 目的.....	6
2 測定地点.....	6
3 測定方法.....	8
4 測定結果.....	10
参考情報.....	14
1 騒音に係る環境基準.....	14
2 騒音に係る環境基準の地域の類型等.....	15
3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について.....	16
4 環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域.....	16

第1章 道路交通騒音測定結果

1 目的

騒音規制法第18条（常時監視）に基づき、市内幹線道路の環境基準の達成状況等を把握するため、面的評価の対象路線について騒音測定を実施しました。

2 測定地点

騒音状況の把握と環境基準値達成状況の評価を行うため、本市内の主要幹線道路を代表する地点において騒音測定を実施しています。

測定地点は5年をかけて一巡するように計画しています。令和6年度は表1-1の測定地点で測定を実施しました。また、測定結果を用いて、面的評価の対象路線（14路線 総延長118.6km）について評価を行いました（図1-1）。

3 測定方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」に準じて、等価騒音レベル（LAeq）及び時間率騒音レベル{中央値（L50）、90%レンジの上端値（L5）及び下端値（L95）}を算出するために、1時間ごとに10分間の測定を6回行いました。このうちサイレン音や宣伝放送等によると思われる異常値を除いた有効な実測値をエネルギー平均（等価騒音）又は算術平均（時間率騒音）することにより求めました。

(1) 測定時期

令和6年12月

(2) 測定機器

積分型騒音計（NL-22 リオン株式会社製）

(3) 評価方法（面的評価）

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」に定める方法により、道路端から50mまでの範囲内にある住居等を対象とし、それらが受ける騒音レベル等を基に推計し、環境基準に適合する戸数及びその割合を求めることにより行いました。

また、近接空間（2車線の道路は道路端から15m、2車線を超える道路は道路端から20mの範囲）について同様の評価を行いました。

表 1-1 騒音測定地点

No.	測定地点	路線名	用途地域	測定期間	車道端－ マイク距離		遮 音 壁	舗装種別	車線 数
					水平 (m)	鉛直 (m)			
1	鶴見区生麦 4 丁目	国道 15 号	商業地域	2024/12/19～2024/12/20	0.7	1.4	無	低騒音舗装	4
2	旭区今宿 1 丁目	国道 16 号(保土ヶ谷バ イパス)	市街化調整区域	2024/12/2～2024/12/3	3.1	1.2	有	低騒音舗装	6
3	緑区長津田みなみ台 9 丁目	国道 246 号	準住居地域	2024/12/16～2024/12/17	4.6	1.5	無	低騒音舗装	4
4	青葉区しらとり台	国道 246 号	準住居地域	2024/12/16～2024/12/17	3.5	4.3	無	低騒音舗装	4
5	港北区小机町	国道 466 号(第3京浜)	第 1 種住居地域	2024/12/12～2024/12/13	3.1	-1.6	有	低騒音舗装	6
6	港北区箕輪町 1 丁目	県道東京丸子横浜	準住居地域	2024/12/12～2024/12/13	6.2	2.6	無	密粒舗装	2
7	神奈川区白幡東町	県道東京丸子横浜	第 1 種中高層住居 専用地域	2024/12/19～2024/12/20	0.9	3.1	無	低騒音舗装	2
8	神奈川区六角橋 6 丁目	県道横浜上麻生	近隣商業地域	2024/12/12～2024/12/13	4.0	1.4	無	低騒音舗装	4
9	都筑区川和町	県道横浜上麻生	工業地域	2024/12/9～2024/12/10	0.8	1.3	無	密粒舗装	2
10	港南区日野 1 丁目	県道横浜鎌倉	準工業地域	2024/12/5～2024/12/6	2.0	2.2	無	低騒音舗装	4
11	栄区桂町	県道横浜鎌倉	近隣商業地域	2024/12/2～2024/12/3	1.2	3.0	無	低騒音舗装	4
12	旭区上白根 3 丁目	県道丸子中山茅ヶ崎	準工業地域	2024/12/16～2024/12/17	0.7	2.3	無	密粒舗装	4
13	瀬谷区橋戸 2 丁目	県道丸子中山茅ヶ崎	準住居地域	2024/12/2～2024/12/3	1.0	1.8	無	低騒音舗装	4
14	西区境之谷	市道藤棚伊勢佐木線	近隣商業地域	2024/12/19～2024/12/20	2.9	1.9	無	低騒音舗装	4
15	中区新山下 3 丁目	市道山下本牧磯子線	準住居地域	2024/12/5～2024/12/6	3.0	1.3	無	低騒音舗装	5
16	南区井土ヶ谷下町	市道保土ヶ谷宮元線	近隣商業地域	2024/12/5～2024/12/6	0.4	1.3	無	低騒音舗装	4
17	都筑区大丸	市道池辺市ヶ尾線	準住居地域	2024/12/9～2024/12/10	1.7	1.4	無	低騒音舗装密粒舗装	4
18	青葉区市ヶ尾町	市道寺家第105線	市街化調整区域	2024/12/9～2024/12/10	1.0	2.0	無	アスファルト	4



図1-1 面的評価路線

4 測定結果

(1) 時間区分帯別の騒音レベルと基準値との比較

表 1-2 測定結果と環境基準値との比較

No.	測定地点	測定結果(dB)(LAeq)		環境基準値との比較※4				
		昼間※1	夜間※1	地域の 類型	特例 適用 ※2	差※3 (dB)(LAeq)		
						昼間	夜間	
1	鶴見区生麦 4 丁目	73	71	C	○	3	-6	○
2	旭区今宿 1 丁目	65	64	B	○	-5	-1	◎
3	緑区長津田みなみ台 9 丁目	66	67	B	○	-4	2	○
4	青葉区しらとり台	71	70	B	○	1	5	×
5	港北区小机町	60	55	B	○	-10	-10	◎
6	港北区箕輪町 1 丁目	65	63	B	○	-5	-2	◎
7	神奈川区白幡東町	67	63	A	○	-3	-2	◎
8	神奈川区六角橋 6 丁目	66	63	C	○	-4	-2	◎
9	都筑区川和町	66	63	C	○	-4	-2	◎
10	港南区日野 1 丁目	68	65	C	○	-2	0	◎
11	栄区桂町	64	61	C	○	-6	-4	◎
12	旭区上白根 3 丁目	70	67	C	○	0	2	○
13	瀬谷区橋戸 2 丁目	68	66	B	○	-2	1	○
14	西区境之谷	70	66	C	○	0	1	○
15	中区新山下 3 丁目	68	65	B	○	-2	0	◎
16	南区井土ヶ谷下町	68	63	C	○	-2	-2	◎
17	都筑区大丸	66	61	B	○	-4	-4	◎
18	青葉区市ヶ尾町	68	63	B	○	-2	-2	◎

※1 昼間は 6:00～22:00、夜間は 22:00～6:00。

※2 特例適用の項の○地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当。

※3 環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)に対する差分値。

※4 ◎：昼間・夜間とも適合、○：昼間又は夜間のいずれかが適合、×：昼間・夜間とも不適合

(2) 面的評価結果

表 1 - 3 自動車騒音面的評価の結果

路線名		評価 道路長 (km)	評価 戸数	昼間・夜間※1とも 環境基準適合		昼間環境 基準値を 満足した 戸数	夜間環境 基準値を 満足した 戸数
				適合 戸数	%	戸数	戸数
1	国道 15 号	8.1	14,830	11,044	74.5	12,701	11,044
2	国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)	10.9	2,181	1,761	80.7	1,953	1,761
3	国道 246 号	11.4	7,065	3,054	43.2	4,812	3,054
4	国道 466 号(第三京浜道路)	10.8	1,763	1,581	89.7	1,584	1,587
5	県道東京丸子横浜	9.7	8,940	8,919	99.8	8,921	8,920
6	県道横浜上麻生	16.5	10,113	10,037	99.2	10,055	10,056
7	県道横浜鎌倉	11.0	10,781	10,725	99.5	10,731	10,742
8	県道丸子中山茅ヶ崎	21.0	6,936	6,463	93.2	6,862	6,491
9	藤棚伊勢佐木線	2.3	3,672	3,615	98.4	3,629	3,657
10	山下本牧磯子線	7.5	6,301	6,301	100.0	6,301	6,301
11	保土ヶ谷宮元線	2.1	2,603	2,584	99.3	2,585	2,602
12	横浜上麻生(池辺市ヶ尾線)	4.0	2,103	2,042	97.1	2,042	2,103
13	横浜上麻生(寺家第 105 号線)	2.8	281	262	93.2	267	262
14	川和第 199 号線	0.5	77	77	100.0	77	77
令和6年度評価路線 14 路線		118.6	77,646	68,465	88.2	72,520	68,657

※1 昼間は 6:00～22:00、夜間は 22:00～6:00。

第2章 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

1 目的

本測定は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について、横浜市内の東海道新幹線鉄道沿線における騒音・振動の実態を把握するため、昭和62年から実施しています。

2 測定地点

令和6年度は、表2-1の測定地点のうちNo. 7及びNo. 8で実施しました（図2-2）。

(1) 騒音

測定地点数は2測線・6地点（1測線当たり原則として手前軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点）で、マイクロホンは地上1.2mの高さに設置しました（図2-1）。

(2) 振動

測定地点数は2測線・6地点（1測線当たり原則として手前軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点）で、ピックアップは地表面上に設置しました。

表2-1 測定地点

No.	測定地点	鉄道構造	用途地域	地域類型
1	港北区日吉四丁目	高架橋	第一種住居地域	I
2	港北区綱島東五丁目	高架橋	準工業地域	II
3	港北区大倉山三丁目	高架橋	第一種住居地域	I
4	神奈川区三枚町	盛土	第一種住居地域	I
5	旭区二俣川二丁目	切取	第一種住居地域	I
6	瀬谷区阿久和南四丁目	盛土	第一種住居地域	I
7	泉区和泉町	切取	第一種住居地域	I
8	泉区上飯田町	高架橋(鉄桁)	第一種中高層住居専用地域	I

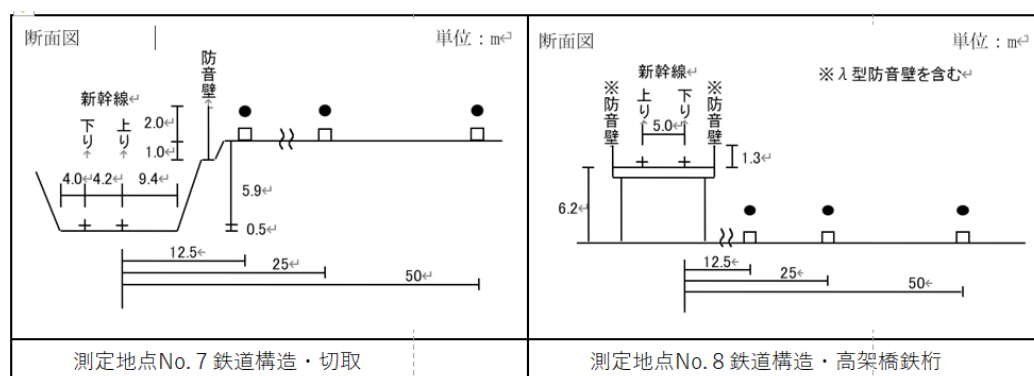


図2-1 測定地点の断面図



図2-2 新幹線鉄道騒音・振動測定地点図

3 測定方法

(1) 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号 改正：平成 12 年環境庁告示第 78 号）、環境省作成「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」（平成 27 年 10 月）に示された方法で測定を行いました。

ア 測定列車本数

原則として 20 本（上下線各 10 本以上）の列車を測定

イ 周波数補正回路、動特性及びレベルの読み取り

騒音計の周波数補正回路は A 特性、動特性は遅い動特性(SLOW)とし、騒音計のサンプリング時間間隔は 0.1 秒で 1 列車毎に地点で同時に連続記録。レベルレコーダの動特性は SLOW、紙送り速度は 1mm/sec。ピーク値の計測は小数第一位まで記録し、原則として暗騒音より 10 d B 以上大きい鉄道騒音を計測するものとし、10 d B 未満の場合は欠測。

(2) 振動

環境庁長官勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」(昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号)に示された方法で測定を行いました。

ア 測定列車本数

原則として 20 本（上下線各 10 本以上）の列車を測定。

イ 振動感覚補正回路及びレベルの読み取り

振動の測定は鉛直方向とし、レベルレコーダの動特性は振動レベル計の動特性（V L）を用い、紙送り速度は 1 mm/秒。

列車通過時のレベルの読み取りはピーク値。ピーク値の測定は原則として暗振動より 10dB 以上高い鉄道振動を測定するものとし、10dB 未満の場合は欠測。

(3) 列車速度

列車速度は、任意の目標点を列車の先端部及び後端部が通過するのに要する時間を計測し、同時に車両数を数えて次式から求めました。

$$V = \frac{L}{T} \times 3.6$$

V：列車速度（km/時）

L：列車全長（m）

T：通過所要時間（秒）

(4) 評価方法

ア 騒音

評価は通過列車毎の騒音のピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものをパワー平均。

算定式は次のとおり。

UP_{1/2} 上位半数のパワー平均

$$UP_{1/2} = 10 \log \left[\frac{1}{N} \sum_{i=1}^N 10^{\frac{L_i}{10}} \right]$$

UP_{1/2} : ピークレベルの上位半数のパワー平均

N : 列車本数

L_i : 上位半数の各車両のピークレベル (dB)

イ 振動

評価は、通過列車毎の振動レベルのピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものを算術平均。

(5) 使用測定機器

ア 騒音

積分型普通騒音計 (NL-42 リオン株式会社製)

高速度レベルレコーダ (LR-04 リオン株式会社製)

イ 振動

振動レベル計 (VM-55 リオン株式会社製)

高速度レベルレコーダ (LR-04 リオン株式会社製)

4 測定結果

(1) 騒音

測定地点全体では 33%で適合しており、距離別にみると 12.5m地点では0地（0%）、25m地点では1地点（50%）、50m地点では1地点（50%）で適合していました（表2-2、表2-4）。

(2) 振動

新幹線鉄道の指針値としては「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日環大特32号）において70dBが示されています。適合状況は、12.5m、25m、50m地点の全てで適合していました（表2-3、表2-5）。

表2-2 騒音の環境基準適合状況

地域 類型	距離 (m)	適 合 状 況				環境基準 (dB)
		適合地点数 (A)	不適合地点 数	合計地点数 (B)	適合率 (A)/(B)%	
I	12.5	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	70
	25	1 (1)	1 (1)	2 (2)	50 (50)	
	50	1 (2)	1 (0)	2 (2)	50 (100)	
	合計	2 (3)	4 (3)	6 (6)	33 (50)	

() 内は前年度の数値

表2-3 振動の指針値適合状況

距離 (m)	適 合 状 況				指針 (dB)
	適合地点数 (A)	不適合地点 数	合計地点数 (B)	適合率(A)/(B)%	
12.5	2 (2)	0 (0)	2 (2)	100 (100)	70
25	2 (2)	0 (0)	2 (2)	100 (100)	
50	2 (2)	0 (0)	2 (2)	100 (100)	
合計	6 (6)	0 (0)	6 (6)	100 (100)	

() 内は前年度の数値

表 2-4 新幹線鉄道騒音測定結果

No.	測定場所 (測定側) 測定年月日	構造物・ 軌道の 種類	軌道 面高 (m)	防音壁 の種類	地域類型 用途地域	騒音レベル※2 (dB)			列車速度 (km/h)	
						12.5m	25m	50m		
7	泉区 和泉町 7414-9 付近(上り側) 令和 6 年 12 月 27 日	切取	-5.9	※1 直壁 3.0m	I 第一種住 居地域	73 (37)	70 (38)	62 (36)	上り	246
									下り	254
									上位半数	256
8	泉区 上飯田 2670-46 付近(下り側) 令和 6 年 12 月 27 日	高架橋 鉄桁	6.2	※1 直壁 1.3m	I 第一種中 高層	76 (52)	74 (56)	71 (52)	上り	276
									下り	277
									上位半数	280

※1 λ型防音壁を含む

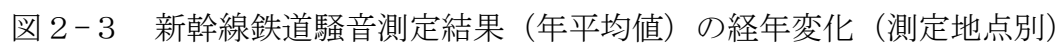
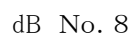
※2 ()内の数字は暗騒音(測定中 10 分間の等価騒音レベル L_{Aeq})

表 2-5 新幹線鉄道振動測定結果

No.	測定場所 (測定側) 測定年月日	構造物・ 軌道の 種類	軌道 面高 (m)	防音壁 の種類	地域類型 用途地域	振動レベル (dB)			列車速度 (km/h)	
						12.5m	25m	50m		
7	泉区 和泉町 7414-9 付近(上り側) 令和 6 年 12 月 27 日	切取	-5.9	※1 直壁 3.0m	I 第一種住 居地域	68 (15)	63 (16)	62 (20)	上り	246
									下り	254
									上位半数	256
8	泉区 上飯田町 2670-46 付近(下り側) 令和 6 年 12 月 27 日	高架橋 鉄桁	6.2	※1 直壁 1.3m	I 第一種中 高層	63 (14)	63 (21)	54 (25)	上り	276
									下り	277
									上位半数	280

※1 ()内の数字は暗振動(測定終了後 10 分間の計測値の 80%レンジ上端値 $[L_{10}]$)

dB No. 7



(4) 新幹線鉄道振動測定結果（年平均値）の経年変化（測定地点別）

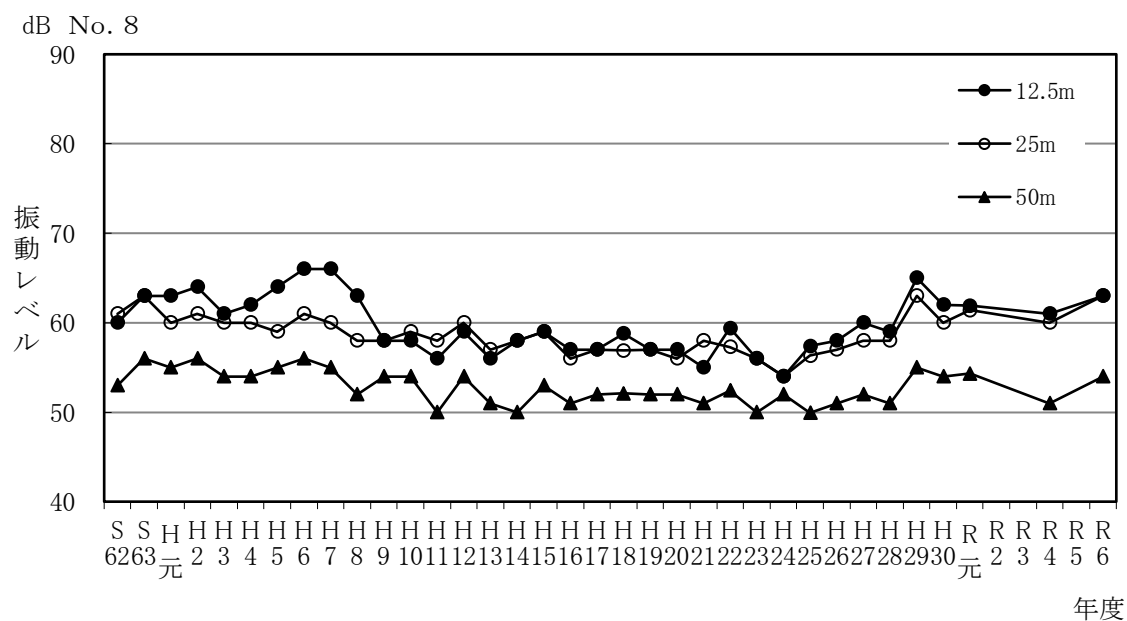
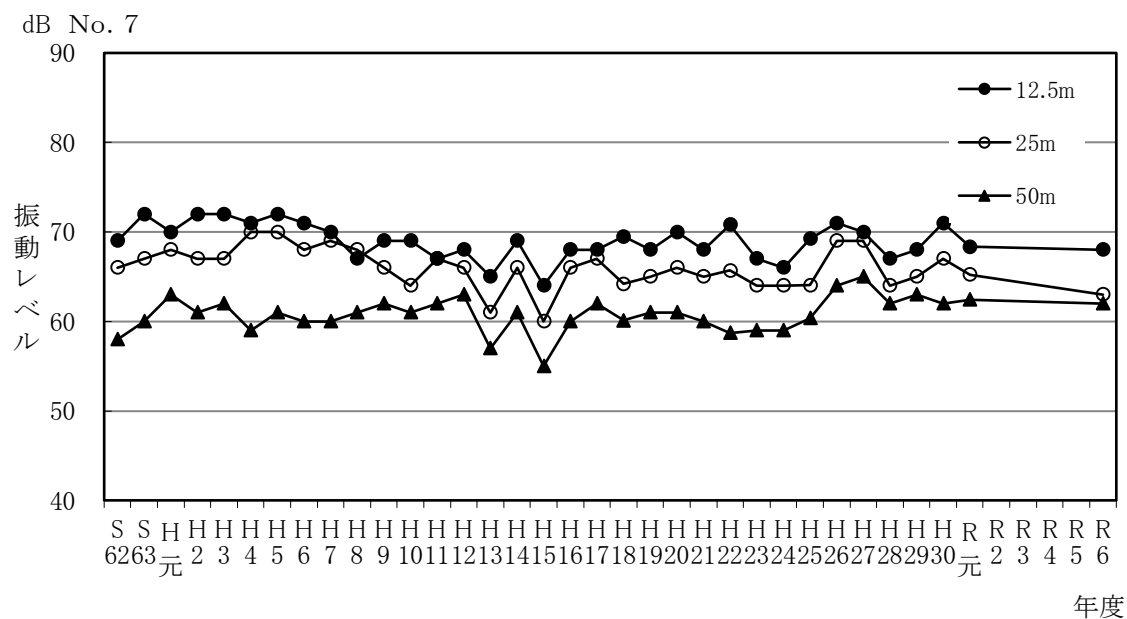


図 2-4 新幹線鉄道振動測定結果（年平均値）の経年変化（測定地点別）

参考情報

1 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	5 0 デシベル以下	4 0 デシベル以下
A 及び B	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下
C	6 0 デシベル以下	5 0 デシベル以下

(注)

- 1 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

2 騒音に係る環境基準の地域の類型等

「1 騒音に係る環境基準」における地域の類型のあてはめについては、環境基本法第16条第1項、第2項に基づく横浜市告示第82号(平成24年3月15日)により次の示すとおりである。

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考

「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域を、「その他の地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

4 環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域

類型の当てはめをする地域（概要）

類型	基準値	都市計画法による用途地域
I	70 d B 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに、同法の規定による用途地域の定めのない地域
II	75 d B 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

令和 6 年度
横浜市における騒音・振動の測定結果報告書
—道路・新幹線—

令和 7 年 7 月発行

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 号
横浜市みどり環境局環境保全部
環境管理課監視センター
電話 (045) 671-3507
FAX (045) 681-2790
